

令和8年1月14日

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会

業務・マネジメント部会（令和7年度 第1回）

資料3

業務スライドの試行導入



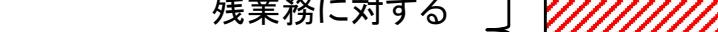
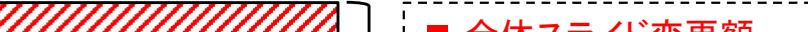
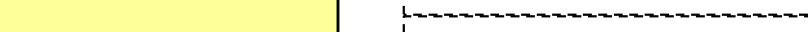
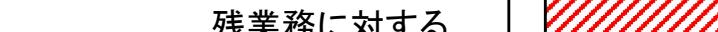
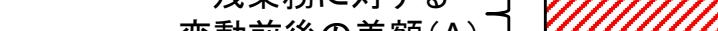
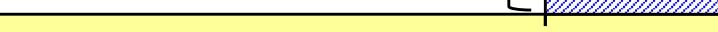
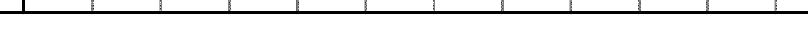
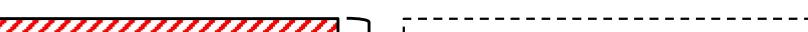
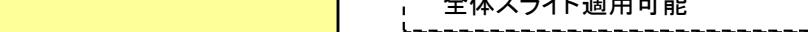
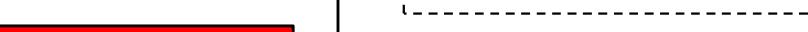
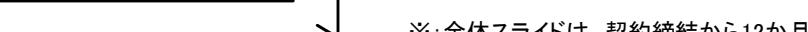
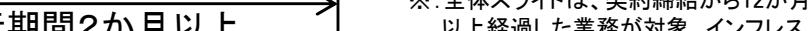
国土交通省

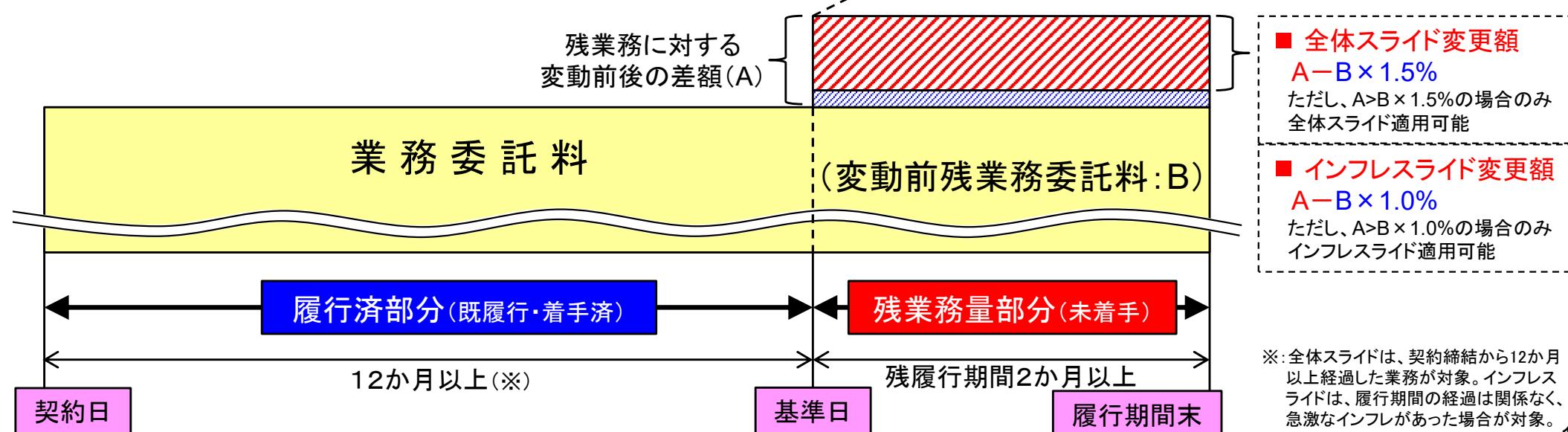
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

- 業務委託の価格転嫁対策を強化するため、令和8年度以降に新規契約する建設コンサルタント業務等からスライド制度(業務スライド)を試行導入
- まずはスライド額を適切に算定できる業務(賃金等の変動時の着手済・未着手が明確に確認できる業務)などから適用を開始

業務スライド(増額)イメージ

履行済量:  残業務量: 

主な業務(例)	総括単位	内訳単位	初年度												3	次年度																												
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																			
河川巡視支援業務																																												
一般巡視	(月) 式	日																																										
目的別巡視	式	日																																										
業務打合せ	(回) 式																																											



令和7年12月3日
大臣官房技術調査課
大臣官房官庁営繕部整備課
大臣官房公共事業調査室

国土交通省発注の業務委託における スライド制度（業務スライド）の試行導入について ～建設コンサルタント業務等の価格転嫁対策の強化～

昨今の履行期限平準化の取組みや設計技術者単価の上昇等を踏まえ、建設コンサルタント業務等においても価格転嫁対策を強化するため、令和8年度以降に新規契約する建設コンサルタント業務等からスライド制度（業務スライド）を試行導入します。

今回の試行では、試行的に設定した「残業務量の算定方法」のとおり、まずはスライド額を適切に算定できる業務（賃金等の変動時の着手済・未着手が明確に確認できる業務）などから適用を開始します。

今後も、試行結果を検証しながら、適用の拡充に向けて検討を進めます。

※詳細は別紙をご参照ください。

【問い合わせ先】

＜業務スライド全般・土木関係＞

大臣官房技術調査課 課長補佐 柴田（内線 22333）
TEL : 03-5253-8111（代表）、03-5253-8221（直通）

＜営繕関係＞

大臣官房官庁営繕部整備課 課長補佐 桑原（内線 23433）
TEL : 03-5253-8111（代表）、03-5253-8240（直通）

＜港湾空港関係＞

大臣官房公共事業調査室 課長補佐 佐藤（内線 24296）
TEL : 03-5253-8111（代表）、03-5253-8258（直通）



別紙

国土交通省の業務スライドの試行概要

（1）対象となる業務について

令和8年度以降に新規契約となる建設コンサルタント業務等（建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号）第3各号に定める業務、「官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和53年11月21日付け建設省営管第383号）第3各号に定める業務並びに「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号）にいう測量、調査及び建設コンサルタント等（以下「建設コンサルタント業務等」という。））を対象とする。

（2）適用スライドについて

国土交通省の工事請負契約書第26条第1項から第4項及び同条第6項に準拠する。

ただし、「（3）残業務量の算出方法（試行案）」に基づき算出した「変動前残業務委託料と変動後残業務委託料との差額」が、変動前残業務委託料の1000分の15（全体スライドの場合）又は100分の1（インフレスライドの場合）を超える場合に限る。

（3）残業務量の算出方法（試行案）

- 基準日における残業務量を算定するために行う履行済部分の数量の確認は、数量総括表等の項目に対応して行うものとする。なお、数量総括表等で一式明示した項目であっても、項目の内訳（数量）が、設計内訳書・特記仕様書等の契約図書で確認できる場合には、履行済部分の数量の対象とできる。
- 数量総括表等の項目又はその項目の内訳（数量）（以下「項目等」という。）については、基準日時点で「既履行」、「着手済」、「未着手」に区分し、増額スライドの場合は「既履行」と「着手済」を履行済部分、「未着手」を残業務量部分とし、減額スライドの場合は「既履行」を履行済部分、「着手済」と「未着手」を残業務量部分とする。
- 「未着手」は、基準日以降に着手することが適切な項目等で、かつ基準日以前に着手していないことが明確に確認できる項目等に限る。また、複数の項目等が密接に関連する工種（複数の項目等の履行によって既済部分検査の対象となりうるような工種）は、その一部の項目等に着手している場合、密接に関連する全ての項目等を「着手済」とする。
- 受注者の責めに帰すべき事由により、遅延していると認められる業務量は、増額スライドの場合は、履行済部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、履行済部分に含めないものとする。
- 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている業務量についても、基準日以降の残業務量についてはスライドの対象とする。

（4）契約上の取り扱い

入札説明書及び特記仕様書に業務スライドの適用を明記

（5）その他

契約後、フォローアップ調査を実施予定